

平成23年度 福井県公共工事入札監視委員会審議状況報告

福井県公共工事入札監視委員会要領第5の規定により、平成23年度の審議状況について下記のとおり報告します。

平成24年3月30日

福井県知事 様

福井県公共工事入札監視委員会

記

1 開催状況

《第1回》

- (1) 日 時 平成23年6月17日(金) 9:30 ~ 11:30
- (2) 場 所 県庁2階 中会議室
- (3) 出席委員 金崎委員、川上委員、清水委員、藤井委員
 - ・入札および契約に係る制度の運用について
 - ・抽出事案審議
 - ア 道路改良工事(社会資本整備総合交付金)その2(敦賀土木事務所発注)
 - イ 道路改良工事(社会資本整備総合交付金)22-19工事(福井土木事務所発注)
 - ウ (県単)金ヶ崎緑地ボードウォーク改修工事(きめ細かな交付金)その1(敦賀港湾事務所発注)
 - エ 平成22年度県単治山工事(2月補正)(奥越農林総合事務所発注)
 - オ 工業技術センター人工気象室改修工事(工業技術センター発注)
 - ・談合その他の不正行為に関する事項について

《第2回》

- (1) 日 時 平成23年9月7日(水) 13:30 ~ 15:30
- (2) 場 所 県庁2階 中会議室
- (3) 出席委員 荒井委員、金崎委員、川上委員、清水委員、藤井委員
 - ・入札および契約に係る制度の運用について
 - ・抽出事案審議
 - ア 橋梁補修工事(社会資本整備総合交付金)その3工事(三国土木事務所発注)
 - イ 足羽高校特別教棟耐震補強・リフレッシュ電気工事(営繕課発注)
 - ウ 地方特定道路(街路)整備工事23-2工事(丹南土木事務所発注)
 - エ 平成23年度栽培漁業センター飼育用海水取水施設整備事業その2工事
(嶺南振興局林業水産部発注)
 - オ 福井県立病院放射線案内表示システム設備修繕工事(県立病院発注)
 - ・談合その他の不正行為に関する事項について
 - ・平成23年7月15日以後に公告する入札から適用する入札制度の改正概要について

《第3回》

- (1) 日 時 平成24年1月11日(水) 13:30 ~ 15:30
- (2) 場 所 県庁6階 大会議室
- (3) 出席委員 荒井委員、金崎委員、川上委員、清水委員、藤井委員

(4) 議 題

- ・入札および契約に係る制度の運用について
- ・総合評価落札方式の実施状況について
- ・抽出事案審議
 - ア 自然公園施設整備事業荒島岳登山道整備（奥越土木事務所発注）
 - イ 交通安全補修工事（社会資本整備総合交付金）犬見トンネル他その1工事（小浜土木事務所発注）
 - ウ 平成23年度経営体育成基盤整備事業（ほ場）本堂地区第6号工事（福井農林総合事務所発注）
 - エ 平成23年度農業用河川工作物応急対策事業松ヶ鼻地区第2号工事（丹南農林総合事務所発注）
 - オ 臨海下水道事業中央監視制御装置更新工事（公営企業経営課発注）
- ・談合その他の不正行為に関する事項について

《第4回》

(1) 日 時 平成24年3月28日（水） 13:30～15:30

(2) 場 所 県庁2階 中会議室

(3) 出席委員 荒井委員、金崎委員、川上委員、清水委員、藤井委員

(4) 議 題

- ・入札および契約に係る制度の運用について
- ・抽出事案審議
 - ア 流域治水対策河川工事（地域自主戦略交付金）債務その1（福井土木事務所発注）
 - イ 道路改良工事（社会資本整備総合交付金）神子トンネル（仮称）小川工区（敦賀土木事務所発注）
 - ウ 三国湊観光交流促進計画（地域自主戦略交付金）（港湾環境）その4工事および三国湊観光交流（福井港湾事務所発注）
 - エ 栽培漁業センター第1ろ過棟ろ材交換工事（水産試験場発注）
 - オ 県庁舎中央監視制御装置更新工事（財産・事務管理課発注）
- ・談合その他の不正行為に関する事項について

2 主な質疑および説明

(1) 入札制度全般

- Q 設計額、予定価格および最低制限価格は、公表しているのか。（第1回ア）
A 設計額は事前に、予定価格および最低制限価格は事後に公表している。
- Q 最低制限価格の設定方法は、全国で共通なのか。（第1回ア）
A 本県は国の設定方法に準拠しているが、他の都道府県では、独自の算定式を用いているところもある。
- Q 設計額が3000万円以上5000万円未満の工事で、総合評価落札方式を採用する基準はあるのか。（第1回ウ）
A 設計額が3000万円以上5000万円未満の工事のうち高度な技術力を要するものについては、総合評価落札方式によることができる。
- Q 法面処理工事を指名競争入札とする場合、建設機械の保有を入札参加条件としたか。（第1回エ）
A 指名業者を選定するに当たって、モルタル吹付け機の保有の有無を確認した。
- Q 設計額を事前公表しているにもかかわらず、最低制限価格を下回る者が多いのはなぜか。（第2回エ）
A 設計額は、総額について公表しており、直接工事費等の内訳については公表していないため。
- Q 予定価格を上回って失格する業者はいるか。（第4回エ）
A あまりない。
- Q 地域要件を福井土木事務所管内に主たる営業所を有することとした理由は。（第4回オ）

(2) 総合評価落札方式関係

- Q 総合評価落札方式で逆転割合が高い原因は何か。（第1回）
A 最低制限価格付近でのわずかな価格差による入札が多く、技術評価での逆転が容易になっているもの

と考えている。

Q 最低制限価格付近での入札が多いということは、技術評価での争いがあまりないのか。(第1回)

A 設計額2億円以下の工事の場合は、実績評価型としているが、実績評価型の場合、技術点に大きな差がつきにくいいため、価格で競争せざるを得ない面がある。

Q 総合評価落札方式で技術順位1位でない者が落札した割合は。(第1回)

A 平成22年度においては、39.8%である。

Q 総合評価失格基準価格を下回ると、技術点の評価はしないのか。(第1回イ)

A 事後審査型の場合、入札価格にかかわらず、評価値が1位の者についてのみ審査を行う。

Q 最低制限価格を下回った業者については、総合評価の技術評価点の算定は行わないのか。(第2回工)

A 入札参加者の負担軽減を図るため、落札候補者となる可能性のない者からは、技術資料の提出を求めないこととしている。

Q 技術提案の評価は、どのように行うのか。(第3回オ)

A 4名の評価者により、提案内容を評価する。

Q 技術提案型ではない場合でも、技術提案等内容の履行確保を求めるのか。(第4回ア)

A 県産品の活用等技术提案以外にも加点項目があり、それらの履行確保を図る必要がある。

Q 評価項目のうち「工事成績」の対象となる工事は、発注する工事と同種の工事に係るもので評価するのか。(第4回ア)

A 工種が同一のものを対象とする。

Q 施工体制確認型では、調査基準価格を下回っている場合にのみ、施工体制の確認をするのか。また、辞退した業者は、施工体制確認のための資料を提出できなかったということか。(第4回イ)

A そのとおりである。

Q 施工体制確認資料を提出する業者はあるか。(第4回イ)

A 平成23年度第3四半期に3件実施したが、うち1件で1者が提出している。ただし、施工体制評価点は与えていない。

(3) 低入札関係

Q 施工体制確認型の場合、低入札価格調査は、行わないのか。(第4回イ)

A 施工体制確認型の総合評価を行った上で、調査基準価格を下回る者があれば、その者について改めて低入札価格調査を行う。

(4) その他

Q 相手方が特定される随意契約を行う場合、予定価格はどのように設定するのか。(第1回オ)

A 随意契約の相手方からの見積書を参考に、工事の対象となる設備、部品等と同等の物の価格や施工費を独自に調査の上、適切な価格となるよう設定した。

Q 随意契約とする場合、随意契約の相手方は予定価格を事前に知っているのか。(第2回ウ)

A 随意契約に限らず、予定価格は、事前には公表していない。

Q 最近の最低制限価格の引き上げの経緯は。(第2回)

A 最近では、平成20年度および平成21年度に引き上げている。

Q 最低制限価格の基準額の計算方法を福井県と同じ方式で行っている都道府県は他にあるか。(第2回)

A 本県は中央公契連のモデルに準拠しているが、他にもこのモデルによっている都道府県は多数ある。

Q 指名停止の運用状況において、単体での入札参加資格と特定建設共同企業体での入札参加資格と併せて指名停止を受けている建設業者がいるが、この場合、両方に含まれている建設業者は、1.5か月+1.5か月で3か月の指名停止となるのか。(第3回)

A それぞれの入札参加資格ごとに1.5か月の指名停止となり、1.5か月の指名停止の後に更に1.5か月の指名停止となるわけではない。

Q 税金で賄われる公共工事の発注においては、より低い価格で落札されることも期待される中、最低制限価格を引き上げた趣旨は何か。(第3回)

A 公共工事においては、一方で品質確保の要請もあるため、中央公契連が行う全国調査の結果に基づき、

品質確保を図る上で必要と認められる水準に設定した。

Q デフレが進行する中、設計額は実勢価格に見合ったものとなっているか。(第3回)

A 資材単価は、四半期ごとに見直しているの、ほぼ実勢価格に見合っているといえる。

Q 談合を行ったとして12か月の指名停止を受けている業者がいるが、指名停止できる期間の最長期間か。(第4回)

A 談合の場合は、最長18か月まで指名停止を行うことができる。

Q 指名停止要領上、最長何か月まで指名停止を行うことができることとなっているか。(第4回)

A 県発注工事で談合等を行った場合は、36か月まで指名停止を行うことができる。

Q 自社施工しなかったとして指名停止を受けた業者に係る工事の施工はその後どうしたか。(第4回)

A 自社施工することを条件として、引き続き施工させた。

3 検討を要する事項

- ・ 総合評価落札方式の平均落札率が全体の平均落札率より低くなっているが、設計額別の平均落札率を調査の上、その理由を分析すること(第2回)。